

貸借対照表

令和5年9月30日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	391,175,257	【流動負債】	65,675,333
【固定資産】	206,824,527	【固定負債】	0
		負債合計	65,675,333
		純資産の部	
		【資本金】	10,000,000
		【利益剰余金】	522,324,451
		純資産合計	532,324,451
資産合計	597,999,784	負債・純資産合計	597,999,784

損益計算書

自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日

科目	金額
【売上高】	537,706,591
【売上原価】	455,145,133
売上総利益	82,561,458
【販売費一般管理費】	108,528,560
営業損失	25,967,102
【営業外収益】	20,206,344
【営業外費用】	46,073
経常損失	5,806,831
【特別利益】	7,132,525
【特別損失】	1
税引前当期純利益	1,325,693
法人税、住民税及び事業税	172,000
当期純利益	1,153,693

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 4年10月 1日
至 令和 5年 9月30日

梅田建設有限会社

(単位：円)

	株 主 資 本									評価・換算差額等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計		
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計							
						積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金								
当期首残高	10,000,000	0	0	0	0	0	0	521,170,758	521,170,758	0	531,170,758	0	0	0	0	531,170,758
当期変動額																
当期純利益								1,153,693	1,153,693		1,153,693					1,153,693
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)																
当期変動額合計								1,153,693	1,153,693		1,153,693					1,153,693
当期末残高	10,000,000	0	0	0	0	0	0	522,324,451	522,324,451	0	532,324,451	0	0	0	0	532,324,451

個別注記表

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

棚卸資産の評価方法

未成工事支出金…………… 最終仕入原価法による原価法によっております。
商品・原材料・貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法によっております。

有価証券の評価方法

売買目的有価証券…………… 時価法（評価差額は切り放し方式により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
満期保有目的債券…………… 償却原価法（利息法）によっております。
その他有価証券…………… 移動平均法による原価法によっております。

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法によっております。
無形固定資産
定額法によっております。
またソフトウェアは利用可能期間を5年とし、定額法により償却しております。

重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金
金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は法定繰入率による方法により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を個別に検討する方法により所要額を計上しております。

収益・費用の計上基準

売上高の計上は、検収基準によっております。

消費税等の会計処理方法

税抜経理方式によっております。

2 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式	前期末株式数（単位：株）	当期末株式数（単位：株）
普通株式	200	200
合計	200	200

3 一株当たりの情報に関する注記

一株当たりの当期純利益

一株当たりの純資産額
一株当たりの純資産額 2,661,622円 25銭

一株当たりの当期純利益
一株当たりの当期純利益 5,768円 46銭

4 その他の注記

会計表示に関する事項

- 1、軽油引取税については、完成工事原価の「車両等燃料費」の科目に含んでいますが、消費税の経理処理については、課税対象外取引として経理しています。

以上の通り提出します。

令和 5年11月22日

梅田建設有限公司

代表取締役 梅田成壽